令和2年度(2020)「環境アセスメント士」認定資格試験問題

<共通科目Ⅱ-1:共通基礎>(択一式)

<共通科目Ⅱ-2:管理技術、技術者倫理>(択一式)

(問題解答上の注意事項)

- 以下の注意事項をよく読み、読み終わりましたら、試験を始めて下さい。
 - ◇ 解答用紙(マークシート)に、氏名をお書き下さい。 共通基礎。管理技術にマークして下さい。 (生活環境部門、自然環境部門ともに共通の問題です)
 - ◇ 受験番号と、受験番号に該当する番号をマークして下さい。
 - ◇ <共通科目 II 1:共通基礎>の問題は、II 1 1 から II 1 20 までの 20 問、<共通科目 II 2:管理技術、技術者倫理>の問題は、II 2 21 から II 2 30 までの 10 問、合計で30間となっています。30間全てにお答えください。

解答欄は、40までありますが、31から40までは使用しませんので、注意して下さい。

- ・ 問題 (5 者択一式)の解答は、問題末尾番号 (例えば II 1 5 では、末尾の 5)に 従って、解答用紙の解答番号に該当する欄に、1 つだけ解答マークをしてください。
- ・ 複数マークの場合は、採点対象になりませんので、注意して下さい。
- ◇試験問題は、お持ち帰り下さい。

資格・教育センター

<共通科目Ⅱ-1:共通基礎>

II-1-01 「環境影響評価法」の成立以前のわが国における環境影響評価に係る取組みの経緯に関する以下の文章中、A \sim E に入る語句の組合せのうち、正しいものを選びなさい。

1960 年代から 70 年代にかけて、大規模な工業開発や建設事業等による健康被害や自然破壊が顕在化し、人々の関心が高まるとともに、種々の公害訴訟において事業の実施に際して地域住民の健康に害を及ぼすことのないようにする事業者の注意義務が認められるようになった。こうしたなか昭和 47(1972)年、政府は A という閣議了解を出し、その翌年には B 、「公有水面埋立法」、「工場立地法」の一部改正、 C の制定により、個別法に基づく環境アセスメントが行われるようになった。また、当時の建設省、運輸省、通産省もそれぞれが所管する事業について D による環境影響評価を実施するようになった。 昭和 56(1981)年に環境影響評価法案が国会に提出されたが、その 2 年後に同法案は審議未了で廃案となった。このため法制化を図る代わりに、昭和 59(1984)年に政府は E という要綱を閣議決定した。

Е
大規模公共事業
に係る環境保全
対策について
大規模公共事業
に係る環境保全
対策について
環境影響評価の
実施について
環境影響評価の
実施について
環境影響評価の
実施について
環実環

- Ⅱ-1-02 2011 年改正「環境影響評価法」における複数案の設定に関する考え方の記述のうち、ゼロオプションに当たるものを選びなさい。
 - ① 1つの計画案。
 - ② 1つの計画案と位置等の異なる案。
 - ③ 1つの計画案と異なる法対象事業種で事業目的を達成する案。
 - ④ 法対象事業種の事業を実施せずに事業目的を達成する案。
 - ⑤「環境影響評価法」の対象規模要件未満の案。
- II-1-03 計画段階配慮事項等選定指針に関する基本的事項の評価に関して、次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。
 - ① 位置・規模又は建造物等の構造・配置に関する適切な複数案を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。
 - ② 位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、これらを比較することを基本とする。
 - ③ 必要であると認められる場合には、選定事項以外の環境要素について、適切な方法により調査及び予測を行い、複数案ごとに環境影響の程度を整理し、これらを比較するものとする。
 - ④ 位置等に関する複数案が設定されている場合は、選定事項についての環境影響が、 事業者により実行可能な範囲内で回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価を行うものとする。
 - ⑤ 位置等に関する複数案が設定されていない場合において、国又は地方公共団体によって、環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても可能な限り検討するものとする。
- Ⅱ-1-04 風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン (2020 年 4 月)に基づき、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選 定するものとされている次の要件のうち、誤っているものを選びなさい。
 - ① 参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
 - ② 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
 - ③ 類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
 - ④ 調査の手法については、参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、 参考手法より簡易な手法で収集できることが明らかであること。
 - ⑤ 参考項目に関する環境影響の程度が明らかでない場合、リプレース前の風力発電所による環境影響が把握されていれば、環境影響評価の合理化が可能である。

Ⅱ-1-05 太陽光発電事業の実施に伴い、生じている問題や懸念として、不適切なものを 選びなさい。

- ① 土砂流出や濁水の発生。
- ② 景観への影響。
- ③ 反射光による生活環境への影響。
- ④ 重要な動植物の生息・生育環境の改変等による自然環境への影響。
- ⑤ 鳥類等の衝突リスク。

II-1-06 以下の事柄と、法律との組合せについて、誤っているものを選びなさい。

1	女女世によれ、マジルナフウ女世	「安女批よっ悔の笠畑の安工ルフィが利用の伊
1	畜産業において発生する家畜排	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促
	せつ物の適正管理	進に関する法律」
2	不適正処分された産業廃棄物に	「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関す
	よる生活環境上の支障の除去	る法律」
3	省エネ対策、リサイクル対策、特	「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有
	定フロン対策等	効な利用に関する事業活動の促進に関する臨
		時措置法」
4	PCB 廃棄物の適正処理	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推
		進に関する特別措置法」
(5)	硫酸ピッチの不適正処理の罰則	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

II-1-07 「環境基本法」の環境基準に関する規定中、誤っている下線部分を選びなさい。

政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る①<u>環境上の条件</u>について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で②<u>維持されることが望ましい</u> 基準を定めるものとする。

- 2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるものにあっては政府が、それ以外の地域又は水域にあっては、その地域又は水域が属する③<u>都道府県の知</u>事が、それぞれ行うものとする。
- 3 第一項の基準については、④5年をめどに適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に関係するものを⑤<u>総合的かつ有効</u> 適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

- Ⅱ-1-08 以下に示す概念のうち、「環境基本法」において明文化されていないものを選びなさい。
 - ① 持続的発展
 - ② 未然防止
 - ③ 原因者負担
 - ④ 受益者負担
 - ⑤ 環境権
- Ⅱ-1-09 「環境影響評価法」に基づく環境影響評価の図書類に係る手続きに関する、次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。
 - ① 事業者は、環境影響評価に係る方法書、準備書、評価書を作成したときは、いずれの場合についても、その旨を公告するとともに、公告の日から起算して1ヶ月の縦覧に供しなければならない。
 - ② 住民等は、環境影響評価に係る方法書、準備書、評価書の公告・縦覧を受けて、いずれの図書についても、事業者に対して意見を述べることができる。
 - ③ 事業者には、方法書及び準備書の説明会を開催することが義務付けられている。
 - ④ 環境影響評価書は、それを受理した許認可等権者によって、必ず環境大臣に送付されなければならない。
 - ⑤ 都市計画に係る環境影響評価については、環境影響評価準備書の公告・縦覧は、都 市計画案の公告・縦覧と同時に行うものとされている。
- Ⅱ-1-10 「地球温暖化対策法」に定める温室効果ガスとして 7 種類の物質が挙げられている、次の組合せのうち、正しいものを選びなさい。
 - ① 二酸化炭素、一酸化二窒素、三ふっ化窒素、二酸化硫黄
 - ② メタン、二酸化炭素、二酸化窒素、六ふっ化硫黄
 - ③ 二酸化炭素、二酸化窒素、一酸化二窒素、メタン
 - ④ パーフルオロカーボン、メタン、ハイドロフルオロカーボン、六ふっ化硫黄
 - ⑤ 三ふっ化窒素、メタン、一酸化炭素、二酸化窒素

Ⅱ-1-11 配慮書の手続に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、主務大臣に 送付しなければならない。
- ② 主務大臣は、配慮書の送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。
- ③ 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書及び要約した書類を公表しなければならない。
- ④ 主務大臣は、配慮書の送付を受けた後、速やかに、環境大臣に配慮書の写しを送付して意見を求めなければならない。
- ⑤ 環境大臣は、配慮書について意見を求められたときは、政令で定める期間内に、主務 大臣に対し、配慮書について生態系保護の見地からの意見を書面により述べなければ ならない。

- ① 事業者は、一月間の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための方法書説明会を開催しなければならない。
- ② 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。
- ③ 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、都道府県知事及び市町村長の意見を聴かなければならない。
- ④ 事業者は、方法書説明会を開催する場合において、当該地域内に適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。
- ⑤ 事業者は、その責めに帰することができない事由であって環境省令で定めるものにより、 方法書説明会を開催することができない場合、当該方法書説明会を開催することを要し ない。

II-1-13 次の文章の、A \sim E に入る用語の組合せのうち、正しいものを選びなさい。

1987 年にブルントラント委員会が公表した報告書 A がきっかけとなり、持続可能な開発の概念は広く認識されるようになった。

1992 年には国連環境開発会議(地球サミット)において、各国や国際機関が遵守すべき行動原則である Bと、その達成のための行動計画である C が採択され、持続可能な開発が、人類が安全に繁栄する未来への道であることが確認された。

2002 年には持続可能な開発に関する世界首脳会議が開催され、2012 年には D がそれぞれ開催され、国連が策定した行動計画を再確認した。

2015 年に達成期限を迎えるミレニアム開発目標 (MDGs) とも整合を取りながら、同年 E を中核とする持続可能な開発のための 2030 アジェンダが首脳会議国連総会で正式に採択されました。

	A	В	С	D	Е
1	我ら共有の	我々が望む未	国連ミレニアム	ヨハネスブルグ	持続可能な開発目
	未来	来	宣言	サミット	標(SDGs)
2	人間環境	環境と開発に	国連ミレニアム	国連持続可能	持続可能な開発の
	宣言	関するリオ宣言	宣言	な開発会議	ための教育(ESD)
3	我ら共有の	我々が望む未	アジェンダ 21	国連持続可能	持続可能な開発の
	未来	来		な開発会議	ための教育(ESD)
4	人間環境	環境と開発に	アジェンダ 21	ヨハネスブルグ	持続可能な開発目
	宣言	関するリオ宣言		サミット	標(SDGs)
(5)	我ら共有の	環境と開発に	アジェンダ 21	国連持続可能	持続可能な開発目
	未来	関するリオ宣言		な開発会議	標(SDGs)

II-1-14 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の 2018 年 10 月[1.5℃特別報告書』 における地球温暖化の影響について、現在より 1.5℃上昇と 2℃上昇の影響予測に関する 次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 海水面の上昇は、1.5℃の場合、海水面上昇が2℃よりも約0.1m低くなる。
- ② 夏季における北極の海氷の消滅は、1.5℃の場合 100 年に 1 回程度だが、2℃の場合 10 年に 1 回程度発生する。
- ③ 陸域における生物多様性及び生態系に対する影響は、1.5 ℃よりも 2 ℃の方が種の喪失は小さい。
- ④ サンゴ礁への影響は、1.5℃の場合 $70\sim90$ %死滅、2℃の場合ほぼ全滅する。
- ⑤ 2℃上昇の場合、人が居住するほとんどの地域において極端な高温が増加する。

Ⅱ-1-15 海洋ごみに関する国際的な動きについて、次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 2016年世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)において、イギリスのエレンマッカーサー財団が、海洋流出のプラスチックごみが世界全体で少なくとも800万トンあり、このまま対策をとらなければ2050年には魚の重量を上回ると警鐘を鳴らした。
- ② 2016 年 G7 伊勢志摩サミットにおいて、資源効率性及び 3R に関する取組みが陸域を発生源とする海洋ごみ、特にプラスチックの発生抑制及び削減に寄与することを認識して海洋ごみに対処することを首脳宣言において確認した。
- ③ 2017 年 G20 ハンブルク・サミットにおいて、『G20 海洋ごみ行動計画』の立ち上げが合意された。
- ④ 2018 年 G7 シャルルボワ・サミットにおいて、『海洋の知識を向上し、持続可能な海洋と漁業を促進し、強靱な沿岸及び沿岸コミュニティを支援し、海洋のプラスチック廃棄物や海洋ごみに対処』することを定めた海洋環境の保全に関する『健全な海洋及び強靱な沿岸部コミュニティのためのシャルルボワ・ブループリント』を承認した。
- ⑤ 2019 年 G7 ワシントン・サミットにおいて、海洋プラスチックごみに関して 2050 年までに 追加的な汚染をゼロにすることを目指す『サーキュラー・エコノミー・パッケージ』を G7首 脳間で共有した。

Ⅱ-1-16 気候変動の影響に対する『地域での適応』に関する次の記述のうち、誤っている ものを選びなさい。

- ① 気候変動の影響への適応は、地域の生活基盤を守ることや、地域振興にもつながることから、その地域に合った適応の取組みを進めていくことが重要である。
- ② 気候変動の影響への適応計画(平成 27 年 11 月 27 日閣議決定)では『地域での適応の推進』を基本戦略の一つとし、政府は地方公共団体における気候変動影響評価の実施や適応計画の策定及び実施を促進することとしている。
- ③ 内閣府・経済産業省・国立環境研究所は連携事業として、『全国気候変動適応推進 プロジェクト』を実施し、各地域のニーズに沿った気候変動影響に関する調査を行うととも に、国の地方支分部局、地方公共団体、大学、研究機関など、地域の関係者との連携 体制を構築し、具体的な適応策の検討を進めてきた。
- ④ 地域における気候変動影響に関する調査として、平成 29 年度から農業、水産業、自然災害、自然生態系などの様々な分野において、地域における気候変動影響に関する 『先行的調査』を 26 項目実施してきた。
- ⑤ 平成 30 年度からは、各都道府県・政令市から地域のニーズを募集し、外部有識者による調査計画の審査を経て決定した 9 項目を追加して、地方公共団体がより主体的に参画する地域における気候変動影響に関する『率先的調査』を実施してきた。

Ⅱ-1-17 環境政策手法とその具体例の組合せとして、誤っているものを選びなさい。

- ① 枠組規制的手法 PRTR 法による届出制度
- ② 経済的手法一地球温暖化対策税
- ③ 手続的手法 ライフサイクルアセスメント
- ④ 自主的取組み手法 企業の環境行動計画
- ⑤ 情報的手法 環境ラベル

Ⅱ-1-18 環境ラベルとその運営主体の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。

1	カーボン・オフセット認証ラベル(カーボン・オフセットの取組みが、	環境省
	カーボン・オフセット第三者認証基準に基づいて認証された案件	
	に付与される。)	
2	国際エネルギースタープログラム(パソコンなどのオフィス機器につ	経済産業省
	いて、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす	
	商品につけられるマーク。日本、米国のほか、EU等9か国・地域	
	が協力して実施している国際的な制度。)	
3	燃費基準達成車ステッカー(自動車の燃費性能に対する一般消	経済産業省
	費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の	
	高い自動車の普及を促進するため、自動車の燃費性能に係る車	
	体表示を実施。)	
4	低排出ガス車認定(自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、	国土交通省
	自動車製作者の申請に基づき認定する制度。)	
5	カーボン・ニュートラルラベル(カーボン・ニュートラルの取組みが、	環境省
	カーボン・オフセット第三者認証基準に基づいて認証された案件	
	に付与される。)	

- Ⅱ-1-19 エシカル消費(倫理的消費)とは、ライフサイクルを可視化し、地域の活性化や 雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動である。エシカル消費の範囲に関連 する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。
 - ① 『環境への配慮』としての、エコマーク商品やリサイクル製品の選択。
 - ②『環境への配慮』としての、持続可能な森林経営や漁業の認証商品の選択。
 - ③『社会への配慮』としての、フェアトレード商品、寄付付きの商品の選択。
 - ④ 『人への配慮』としての、留学生や高齢者支援につながる商品の選択。
 - ⑤ 『地域への配慮』としての、地産地消や被災地産品の選択。

- Ⅱ -1-20 中小事業者にも取組みやすい環境マネジメントシステムとして策定されたエコアクション 21 に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。
 - ① エコアクション 21 では、環境への取組みを効果的・効率的に実施するため、EMAS: The EU Eco-Management and Audit Scheme (環境管理・環境監査スキーム)を参考に、中小事業者にも取組みやすい環境経営システムを規定している。
 - ② エコアクション 21 のシステムを構築し、運用、維持することにより、経費の削減や生産性・歩留まり(良品の割合)の向上等、経営面でも効果を有する。
 - ③ エコアクション 21 では、把握すべき環境負荷の項目として、二酸化炭素排出量を必須の項目として規定している。
 - ④ エコアクション 21 では、把握すべき環境負荷の項目として、廃棄物排出量を必須の項目として規定している。
 - ⑤ エコアクション 21 では、把握すべき環境負荷の項目として、水使用量を必須の項目として規定している。

<共通科目Ⅱ-2:管理技術、技術者倫理等>

Ⅱ-2-21 入札又は契約に関する次の記述のうち、最も不適切なものを選びなさい。

- ① 総合評価落札方式は、あらかじめ業務の仕様を提示し、その範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマに関する技術提案と、業務の実施方針を求め、また、入札した価格との総合評価で落札者を決定する方式であるが、入札額が発注者の設定した予定価格を上回ると、技術提案にかかわらず失格となる。
- ② 一般競争入札方式は、発注者が業務の内容などを公告し、事業の入札に参加を希望するすべての者により競争させ、発注者にとって最も有利な条件により申込をしたものを落札者とする方式である。競争に参加する者の資格要件の制限が困難であることから、ダンピング受注が起こりやすいといわれており、最近では最低制限価格を設けている場合が多い。
- ③ 随意契約方式は、発注者が特定の企業等と交渉した上で契約する方式であるが、 競争性がないことから、過去に発注者と契約した実績や類似業務の経験がない場合、 特殊技術を要する場合、災害時などの緊急事態といった場合には適用されない。
- ④ プロポーザル方式は、複数の者に発注業務に関する企画提案を求め、提出された企画提案の内容について審査し、最も優れた内容の企画提案を行ったものと契約する方式である。
- ⑤ 公募型指名競争入札方式は、従来の指名競争入札は、発注者がその判断のみで入札に参加させるものを指名していたが、この入札方式は発注者が一方的に指名するのではなく、受注者の技術的適性や受注意欲を発注者が指名に反映できるような方式である。

II-2-22 「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」という)に関する次の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 「個人情報保護法」の取り扱いで適用対象から除外されているのは、著述、報道、政治、 芸術、研究に関する事項である。
- ② 個人情報とは、生存する個人及び死者に関する情報で、氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるものをいうが、メールアドレスのみであれば、個人情報に該当しない。
- ③ 個人情報取扱事業者は、個人情報を本人から書面で直接取得するときは、あらかじめ本人に対して利用目的を明示しなければならない。
- ④ 「個人情報保護法」は、インターネット上の情報や大量個人情報の取り扱いの面に注目が集まっているが、個人情報取扱事業者を対象としているため、環境アセスメント等の調査業務においては注意する必要はない。
- ⑤ 新聞やインターネットなどで既に公表されている個人情報は、保護の対象とならない。

$\Pi - 2 - 23$ ヒヤリハットをなくすための活動として、最も相応しいものを選びなさい。

- ① 定例会議で、ヒヤリハットに関する事例報告があがっていたが、特に重大な内容ではな く件数も少なかったので気に留めなかった。
- ② ヒヤリハット報告に対する改善方法の対策会議は、多様な事例が集まった方が参考になるので、定期的に1年に1回開催することとした。
- ③ ヒヤリハット情報は、同種の作業を行っている人に迅速に提供して再発防止に役立てる。 さらに、情報を水平展開して全員の共有とすることが重要である。
- ④ ヒヤリハットの報告内容によっては、報告者の責任を厳しく追及することにより周りの安全意識の向上に役立てる。
- ⑤ ヒヤリハット報告は、当該の事由が発生した部署のトップシークレットなので、社内の他 の署には情報を公開すべきではない。

II - 2 - 24 著作権に関する次の記述のうち、最も適切なものを選びなさい。

- ① 「著作権法」における著作物とは、思想または感情を創作的に表現したもので、文芸、学術、美術、又は音楽の範囲に属するものであるため、環境アセスメントの調査、予測、評価においては配慮する必要はない。
- ② 著作権は、著作者の死後30年まで存続する。
- ③ 著作物を引用する場合、引用した著作物の出所を明示する。
- ④ 環境影響評価図書に記載する地図について、国土地理院が作成した地図を複製して利用する場合は許諾が必要であるが、地方公共団体が作成しインターネットで公表している地図についての許諾や出典の明示は不要である。
- ⑤ 委託契約において、報告書の著作権は引き渡し時に発注者に有償で譲渡される。
- Ⅱ-2-25 「知的財産の権利を保護する法令」に関する次の組合せのうち、誤っているものを選びなさい。
 - ① 特 許 権 ——— 「 特 許 法 」
 - ② 著 作 権 ———「著 作 権 法」
 - ③ 実用新案権 ———「実用新案法」
 - ④ 意 匠 権 ———「意 匠 法 」
 - ⑤ 営業秘密管理法」

Ⅱ-2-26 環境アセスメント業務の積算方式の考え方について、次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

- ① 技術業務に従事する技術者の直接人件費を算出するための基準日額人件費は、給与、社会保険料の会社負担分、賞与、年間に払われる退職金を合計した額を、稼働日数で割って算出した額である。
- ② 直接経費は、直接必要な費用のことであり、消耗品費、電算機使用料、会議室借上費、委員会手当、旅費・交通費、印刷・製本費等が含まれる。
- ③ 調査業務費は、管理された機器類を使用して大気質、騒音等の測定を行う現場作業の費用であり、測定した結果の集計や整理、分析のための費用は技術業務費に含まれる。
- ④ 一般管理費等は、企業の経営管理とその活動に必要な経費であり、建物・土地の賃借料、什器備品等の償却費、光熱水費、広告宣伝費等で、業務価格に占める一般管理費等の比率を用いて算出する。
- ⑤ その他原価は、当該業務に係る間接原価と積上計上以外の直接経費を合わせた費用であり直接人件費とその他原価率を用いて算出する。

Ⅱ-2-27 環境アセスメント士に関する次の記述のうち、最も相応しい行動について選びなさい。

- ① 環境アセスメント士は、顧客の利益と公衆の利益が相反した場合には、所属している会 社の利益を最優先に考えるべきである。
- ② 環境アセスメント士は、顧客から請けた業務を誠実に実施する義務を負っている。顧客の指示が如何なるものであっても、指示どおりに実施すべきである。
- ③ 環境アセスメント士は、職務の遂行にあたり、その目的・方法・成果等について、相手の立場に立って分かりやすく説明する責任がある。
- ④ 環境アセスメント士は、職務上の助言あるいは判断を下すとき、利害関係のある第三者または組織の意見をよく聞くことが肝要であり、多少事実からの判断と差異があってもやむを得ない。
- ⑤ 環境アセスメント士の秘密保持義務は、所属する組織の業務についてであり、退職後においてまでその制約を受けるものではない。

- Ⅱ-2-28 次の環境アセスメント士の行動として、環境アセスメント士倫理要綱に最も相応しくないものを選びなさい。
 - ① 環境アセスメント士は、技術は日々変化しているので、常に最新の知識、技術の保持に 務める
 - ② 環境コンサルタントとして、完成度の高い業務の遂行のため、入札前に受注業務に関心を有する業者等との緊密な情報交換を通じて、蓄積された技術やノウハウの取得を図る。
 - ③ 環境コンサルタントとして、社内の複数の専門家に、成果品のチェックを依頼するなどして、完成度の高い業務の遂行に努める。
 - ④ 環境コンサルタントとして、社会的規範を逸脱することなく、常に中立公正な立場を堅持することになっているが、発注者の無駄と思われる調査を行わないなど利益向上についても考える必要がある。
 - ⑤ 環境コンサルタントとして、依頼者の利益を擁護する立場を堅持するため、業務上知り 得た秘密を他に漏らさない。
- Ⅱ-2-29 あなたが、道路建設に係る環境影響評価業務において、現地調査の責任者として鳥類調査を行っているときに、一人の現地調査員が調査対象地域に隣接する場所で不法投棄によると思われる廃棄物を偶然発見した。その連絡を受けて、廃棄物が投棄された現地の状況を調べたところ、かなりの範囲で不法投棄が広がっていることがわかった。次のうち環境アセスメント士として、最も相応しくない行動を選びなさい。
 - ① 会社の上司に不法投棄の状況を説明し、判断を仰ぐ。
 - ② この廃棄物は、当該事業とは直接関係がないので、会社と発注者に迷惑がかからないように、このまま業務を進めて工期内で業務を完了させる。
 - ③ 不法投棄と思われる廃棄物の存在を、所轄の市の廃棄物指導課等の関係機関に連絡する。
 - ④ 不法投棄の状況が、今行っている事業にどのように影響を与えるか調査する。
 - ⑤ 不法投棄と思われる廃棄物の発見を発注者に報告し、その対応について発注者と協議する。

Ⅱ-2-30 次の文章より、環境アセスメント士Yの行動として最も相応しいものを選びなさい。

環境アセスメント士Yは、A工場の建設計画についてB市環境影響評価条例の対象事業に該当するため、A工場の委託により、Yの会社の上司からA工場の一連の環境アセスメント手続を行う責任者に任命された。

A工場建設予定地は、現在空き地の工業地域となっているが、A工場は金属製品製造業の機械工場で創業時、場合によっては夜間も作業する予定である。

現況調査の一環として、A工場建設予定地の敷地境界線上で24時間の環境騒音の測定を始めたところ、隣接する24時間操業のC工場から「騒音規制法」に基づく規制基準を大幅に超える作業音が発生し環境騒音値に影響を与えている。

- ① C工場から発生している騒音を含めて環境騒音値として、準備書に現況調査結果として掲載する予定でそのまま測定を続行する。
- ② C工場に対し、測定のため昼夜において一時作業を止めてもらうよう交渉し、C工場から発生している騒音を含めた環境騒音と、含めない環境騒音を測定し、準備書にはその旨を記載する。
- ③ 規制基準を超えている騒音を発生しているので、このことをB市環境部の騒音担当課 に厳しく告発する。
- ④ C工場に対し、測定のため昼夜において一時作業を止めてもらうよう交渉し、C工場から発生している騒音を含めた環境騒音と、含めない環境騒音を測定し、準備書にはその旨を記載する。併せて、規制基準を大幅に超えているので直ちに騒音対策を行うよう勧める。
- ⑤ A工場操業時に近隣住民との良好な近隣関係を形成することを考慮して、近隣住民 にC工場は規制基準を超えている騒音を発生していることを伝え、C工場に対して騒音 対策をするよう申し入れることを勧める。

以上